

行政不服審査法の手続にかかる問題

(Some issues about procedures of Administrative Complaint Review Act)

中村 真由美

第1 はじめに

行政不服審査法（平成二十六年六月一三日法律第六十八号）（以下「法」という。）は、平成26年に全面改正され、平成28年4月1日に施行された。

旧行政不服審査法（昭和三十七年九月一五日法律第百六十号）（以下「旧法」という。）においては、審査庁が審理を主宰し、裁決するものとされていたところ、改正後には、審理員制度が新設され、審理員が審理を主宰することとなり、裁決権限を有する審査庁と権限が分掌されることになった。また、原則として、第三者機関である行政不服審査会が、審査庁からの諮問を受け、裁決について意見を述べることとされた。

このような権限分掌によって生じうる手続的な問題について検討する。

第2 審理員指名以前に審査庁がすべき審査対象の特定の程度について

1 法の規定

法第19条第1項は、審査請求の申出は、原則として書面によらなければならないことを規定する。審査請求書の必要的記載事項には、審査請求に係る処分の内容（法第19条第2項第2号）、審査請求の趣旨及び理由（同項第4号）が含まれる。

また、法第23条は、審査請求書の記載に不備がある場合には、審査庁が、審査請求人に対して、期間を定めて不備の補正を命じるべきこと（以下「補正命令」という。）を規定する。そして、法第24条第1項は、審査庁が補正命令をしたにもかかわらず、審査請求人が期間内に不備を

補正しないときは、審査庁は、審理員を指名して審理手続を経ることなく、裁決により審査請求を却下することができるとする。

2 問題の所在

(1) 審査庁は、審理手続を主宰する審理員を指名する以前に、審査請求書の記載について検討し、必要に応じて補正命令をしなければならない。

(2) 審査請求書に記載された「処分の内容」のみでは、一見しただけでは対象となる処分が明確ではない場合や、「審査請求の趣旨」が明確でないもの、「審査請求の理由」が不明瞭であることもある¹。

たとえば、「処分の内容」すなわち、審査請求の対象となる処分（以下「対象となる処分」という。）が何であるかについては、行政庁が一連の手続を行う中で、審査請求人に対して何度か通知をしたり、お知らせ文書を送付したりするなど、複数の行為をしていることも多く、審査請求人が違法又は不当があると主張する処分が行政庁のいずれの行為を指すものであるかの真意が明らかでないことがありうる。また、「審査請求の趣旨」として、審査請求書に、「処分が違法であることの確認を求める」、「処分はなかったものとして取り扱ってもらいたい」、「手続経緯の説明を求める」、「改善措置を求める」²などの記載がされることがある。あるいは、「審査請求の理由」として、「違法である」などの抽象的な主張しか記載されていないこともあるし、当該処分の根拠法令にはない「やむを得ない事由」該当性について主張されたため、審査請求の理由趣旨が不明確なものと取り扱われ、補正命令がされた事例³がある。

(3) 代理人を依頼して審査請求をすることは認められている（法第12条）ものの、実際に代理

人を依頼する件数は少ないようである⁴。

簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという法の目的からは、今後も、国民・市民が自ら審査請求手続をすることが十分想定される。しかし、審査請求人本人には、個別の行政法令についても、あるいは行政不服審査法の手続についても、専門的知識がないため、審査請求書の記載が不十分あるいは不明瞭となることがあるのはやむを得ない。

(4)このような場合、法定の必要的記載事項(法第19条第2項)は一応全て記載されているとして、対象となる処分についての特定の程度や、審査請求の趣旨の記載の内容、審査請求の理由の記載の程度等を問うことなく、審理手続を開始するべく審理員を指名するべきか。あるいは、審査請求書の記載に不備があるとして、審査庁が、対象となる処分や審査請求の趣旨、審査請求の理由についての補正命令をし、補正されなければ却下し(法第24条第1項)、補正がされた場合にのみ審理員を指名するべきか。

(5)法令上、審査庁の事務の範囲が明確に規定されていないことから、審査庁としては、審理員指名以前に、どこまで踏み込んで審査請求人に確認するべきか、またその手段等(補正命令によるべきか、行政指導の方法により補正を求めることが可能か、審査請求人が応答しない場合の対応等)が明らかではない。

審査庁は、何について、どの程度、またどのような手段で補正を求めるべきか。

3 検討

(1) 審理員制度導入の目的

旧法においては、審査庁が裁決権限のみならず審理権限をも有することを前提としていた。また、審理手続の一部を補助機関である職員に行わせることを規定し、実際には、審査庁の補助機関である職員が審理手続を主宰していた。そのため、処分に関与した職員が審理手続を主宰することもあり、審理手続の公平性、中立性に疑問が呈されていた⁵。

そこで、法は、審理の公平性、中立性、客観性を向上させるために、処分に関与していないこと等を要件とする審理員が審理手続を主宰す

る制度を新設した。

(2) 審理員が実施する審理手続の概要

審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに審査請求書又は審査請求録取書(口頭による申出の場合。法第20条)の写しを処分庁に送付し(法第29条第1項)、相当の期間を定めて、処分庁に対し、弁明書の提出を求める(同条第2項)。

審理員が審査請求書等を処分庁に送付するのは、指名後「直ちに」と規定されるが、これは、審理員に速やかに審理手続を開始させ、審理期間の長期化を抑止する趣旨と考えられる。

(3) 審査請求書の補正手続について

行政不服審査制度は、簡易迅速かつ公正な手続のもとで国民の権利利益の救済を図ることを目的とするものである。そのため、審査請求書に不備があるからといって直ちに不適法な審査請求として取り扱われるべきではなく、記載内容の訂正や必要書類の追加提出等により適法なものに補正することが可能な場合については、救済措置を講じることが法の目的に沿うとされる⁶。

審査請求書は、審査庁が確認し、補正命令をすることになっている。その前提として、明文にはないが、審査庁は、職権で、審査請求書の記載事項についての調査を行うことができると解される。

なお、審理員には、審査請求書の補正について明確な権限はなく、審理員が審査請求書の記載事項について特定し、明確化しようとする場合には、質問権の行使(法第36条)、あるいは意見聴取(法第37条第2項、同条第3項)⁷として実施することになる。

(4)対象となる処分の特定の必要性と求められる特定の程度について

対象となる処分は、裁決においてその違法性又は不当性を判断すべき審理の対象であり、これが特定されないままでは、審理を実施し、裁決をすることができない。

また、対象となる処分は、処分庁を確定するための基準となる。したがって、対象となる処分が明らかでないと、審査請求手続の当事者で

ある処分庁が確定しない。

さらに、審査請求人が対象となる処分がされたことを知った日は、審査請求期間（法第18条第1項）の起点となる。

あるいは、審理手続の最初の時点で対象となる処分が明確でないと、審査請求書を受け取り、弁明書を作成しようとする処分庁が、適確な弁明を行うことができないおそれがある。処分庁は、必ず弁明書を提出しなければならず（法第29条第2項及び同条第3項）、審査請求人はこれに対して反論書を提出することができる（法第30条）が、審理手続においてさらに処分庁が主張を重ねることについての手続保障はない。処分庁が、対象となる処分について、推測に基づいて弁明書を作成することになると、弁明書の副本を送達された審査請求人が、対象となる処分が異なる旨を反論書に記載したり、審理員が、審理員意見書作成において対象となる処分に対する複数の可能性を場合分けで検討する必要が生じたりするなど、手続が混乱し、遅延するおそれがある。

よって、対象となる処分は、できるだけ早期に特定される必要がある。

そのため、審査庁は、審査請求人が対象となる処分を特定することができるよう、十分に配慮して補正を求めるべきである。

審査庁としては、処分についての通知等により、処分の年月日や根拠法令等を確認することができるので、形式的に対象となる処分を特定することは容易である。また、行政庁が一連の手続を行っているため、その中で、対象となる処分がいずれの行為であるか明らかでない場合もあり得る。この場合には、審査庁が、補正命令又は補正の指導において、根拠法令等や行政庁の複数の行為を列挙して、いずれが対象となる処分であるかを審査請求人に確認するなどの工夫をすることが望ましい。このような工夫により、審査請求人の負担が大きくなるようにすべきである。

以上のとおり、対象となる処分が不特定である場合には、審査庁が積極的に補正命令又は補正を求める指導をするべきであって、にもかか

わらず対象となる処分が明確にならない場合にはじめて、審理員を指名することなく却下裁決がされることもやむを得ないものとして許されると考える。

(5) 審査請求の趣旨の特定の必要性と求められる特定の程度について

審査請求の趣旨は、審査請求人がどのような裁決を求めるかを記載するものであり、認容裁決の主文に対応する文言である⁸。

法が認容裁決の内容を規定している（法第46条、同第47条、同第49条）ことから、審査請求の趣旨は、これらの認容裁決のいずれかと一致するものであるはずである。

もっとも、審査請求人に法についての十分な理解がない場合には、審査請求書に、審査の趣旨として、認容裁決とはなり得ない記載がされる可能性がある。しかし、対象となる処分が明らかとなっていれば、通常は、審査請求人が求める認容裁決を合理的に推認することができると考えられる。

また、審査請求の趣旨が特定されていなくとも、審査請求自体は審査請求人による手数料等の負担を予定していないため、民事訴訟の場合と異なり、訴額算定や印紙貼付に影響することがない。

そうであれば、審査請求の趣旨について、厳密に補正がされなければ審理員を指名しないとの扱いをすることは審査請求人の不利益が大きく、相当ではないと考える。

もっとも、審査請求の趣旨は、行政不服審査手続における本案の最終判断事項であるから、特定しないままでは手続の進行に支障を来すし、審査請求人にとっても不意打ちとなるおそれがある。

そこで、審査請求の趣旨が不明瞭であっても、審査請求人が求める認容裁決を合理的に推認することができるときには、審査庁が積極的に審査請求の趣旨を示して、審査請求人の真意に合致しているかを確認し、確認できなくとも、審査庁における審査請求の趣旨の取り扱いを示して、審理員指名手続に進むことが、簡易迅速に審理が開始されるという点で、審査請求人の利

益に適うと考えられる。たとえば、審査請求人に対し、「本審査請求は、対象となる処分について、『全部の取り消しを求める』ものと解して審理することでよろしいか。審査請求人においては、審査請求の趣旨についての審査庁の上記解釈の適否につき、期限内に回答されたい。何らの連絡もない場合には、上記解釈に基づいて審理手続を実施する。」等と通知した上で、審理員を指名することも考えられる。

一方、審査請求の趣旨が極めて不十分な記載にとどまり、対象となる処分の性質と考え合わせても、審査請求人が求める認容裁決を合理的に推認することができないときには、原則どおり、審査請求人に対して補正による特定を求めることになろう。

(6) 審査請求の理由の特定の必要性と求められる特定の程度について

審査請求の理由は、対象となる処分の違法性又は不当性にかかる審査請求人の主張である。

審査請求書に審査請求の理由を記載するよう求めている趣旨は、審査請求人が違法又は不当と考える点を明らかにし、この点について処分庁が弁明書で適切に主張を記載できるようにし、よって双方に主張を尽くさせるためと解される。そうすると、審査請求書に記載された審査請求の理由が抽象的である場合、争点が明確にならず、処分庁の主張が適確なものとならないおそれがある。

しかし、審査請求人が対象となる処分の根拠法令について理解が不十分である場合などには、審査請求人が処分庁の提出した弁明書を見てから、反論書で初めて実質的な主張をすることができるということもあり得る。審査請求書のみで十分な主張をするよう審査請求人に求めようとする、かえって、審査請求人にとって不利な取り扱いとなりかねない。

また、行政不服審査制度は、司法による判断ではなく、行政による再度の見直しのための手続であるという観点からは、指摘が抽象的であっても構わない、究極的には対象となる処分さえ特定されていれば、処分庁により当該処分が適法・相当であると主張・立証することで審査

が可能であるとも考えられる。

さらに、審査請求の理由について十分な記載であるかを判断しようとする、実体判断に踏み込まざるを得ないことがあり得るので、形式審査になじまないものといえる。審理員指名後に、審理員が質問権（法第36条）を行使して、審査請求人の主張を明らかにすることも可能である。

そうであれば、審査請求の理由については、審査請求書の記載が抽象的であったり、不十分であったりしても、厳密にその主張を特定するべく補正させる必要は小さいと考えられる。

(7) 審査請求書の記載事項の特定の必要性と程度についての小括

以上のとおり、審査請求書の必要的記載事項のうち、対象となる処分については、早期に特定する必要があることから、その記載が不十分であれば、審査庁において補正させるべきである。審査請求の趣旨についても、審査庁において特定させるべきであるが、合理的に推認することができるのであれば、それを確認することでも足りるであろう。これに対し、審査請求の理由については、抽象的な記載であったとしても、審査庁において厳密に特定させる必要は小さい。

(8) 補正の方法、手段および程度について

審査請求書の適法性審査においては、単に必要的記載事項が記載されているということだけを調査するに止まらず、対象となる処分、審査請求の趣旨及び理由のいずれについても、審査の対象が特定される程度の補正命令をすることができる。また、軽微な誤字脱字などの不備は書面によらずに口頭や電話など簡易な方法により補正させ、審査庁がその旨を記録するにとどめることも、審査請求人の負担を小さくすることに資するから許されると解する。

補正を行政指導の方法により実施することも認められるであろうが、その場合には、指導を実施する期間の設定に留意すべきである。補正を行政指導の方法で行う場合、審査請求人はこれに応答する義務はなく、これに従わなくとも、あるいは全く応答しなくとも良いため、漫然と

指導を続けると、審査請求書を受理してから時間が経過し、行政不服審査手続のメリットである迅速性が損なわれるおそれがある。

なお、審査庁が、補正命令あるいは補正の指導をすることなく審理員を指名して審理手続を開始することが手続的に違法となる理由はない。対象となる処分等が不明確なまま審理員が指名された場合には、審理員は、質問権を行使して、審査請求人に補正を求めるなどすればよいからである。

第3 法第24条に基づいて審理手続を経ないで却下裁決をすることができる場合について

1 法の規定

法第45条は、「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合」、法第49条は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合」には、却下裁決をするものと規定する。

そして、却下裁決をすることができる場合のうち、審査請求人が補正命令に従わないとき(法第24条第1項)、及び、「審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなき」(法第24条第2項)には、審理員を指名して審理手続を経ることなく、審査庁が、裁決で、審査請求を却下することができる」と規定する。

2 問題の所在

(1) 「審査請求が不適法である」場合の例、すなわち、審査請求を適法ならしめる要件(以下「審査請求要件」という。)を欠くため、実体判断がされることなく却下裁決がされる場合とは、次のとおりとされる⁹⁾。

- ① 審査請求が法定の期間(審査請求期間)経過後になされた場合(法第18条)
- ② 処分が存在しないとき
- ③ 処分が取り消された場合など審査請求の利益がないとき
- ④ 審査請求の内容が審査請求の対象外の事

項であるとき(法第7条等)

- ⑤ 審査請求をする資格(審査請求人適格)がない者が審査請求を行ったとき
- ⑥ 補正命令(法第23条、第24条)に従わなかったとき
- ⑦ 審査庁を誤ったとき 等

(2) 却下裁決は、原則として、審理員による審理手続を経てされるものであるが、審理員を指名せずに却下裁決をすることができる場合である「審査請求が不適法であって補正することができないことが明らか」(法第24条第2項)をどのように解するべきか¹⁰⁾。

3 検討

(1) 民事訴訟法第137条は、裁判長の訴状審査権及び却下命令について規定するところ、法24条の審査庁による審査請求書の却下裁決はこれも参考に、補正の対象を明確にする形で規定されたとされる¹¹⁾¹²⁾。

行政訴訟においては、訴訟要件を欠く場合には判決で訴えが却下されるどころ、原則としては、裁判所によって審理手続が行われた上で判断がされる。これに対し、民事訴訟法の裁判長の訴状審査権は、あくまで必要的記載事項の有無を形式的に審査するに止まり、行政訴訟における訴訟要件について審査することは想定されていない。よって、訴状審査権と同様に審査請求書の審査範囲を考えることはできない。

なお、民事訴訟法第140条は、「訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる」と規定する。そして、訴訟委任状が1年にわたって提出されなかった事案¹³⁾や、当事者の死亡後に訴訟承継人が特定できず、訴訟物が特定されない事案¹⁴⁾では、口頭弁論を経ずに判決で訴えを却下している裁判例がある。

(2) 審査請求が不適法であって補正することができない場合として、審査請求期間を経過してから提起された審査請求で正当な理由が認められないときや審査請求の利益を欠くに至った場合¹⁵⁾、審査請求の対象となった処分に無関係な者が提起した審査請求(審査請求人適格を欠く

場合)¹⁶を挙げる文献がある。

確かに、審査請求期間の経過そのもの、すなわち対象となる処分があったことを審査請求人が知った日の翌日から審査請求がされた日まで3ヶ月が経過しているかどうかを確認するだけであれば、形式的な判断になじむ。

しかし、審査請求期間を徒過した「正当な理由」の有無や、それ以外の審査請求要件についても、審査庁が審理員の指名以前に形式審査をすることが許されるべきか。

(3) この点、審査請求書の形式審査の範囲について明文上の制限がなく、審査庁が形式審査をするべき審査請求要件とそうでない事項とを区別することはできない。よって、不適法であることが「明らか」であれば、形式審査の対象となる審査請求要件すべてについて審査庁が判断し、審理員を指名することなく却下裁決をすることができると解するべきである。

なお、審査請求要件は、すべてが認められて適法な審査請求とされるものであって、審査請求要件を満たすべき順序や判断の先後があるわけではない。よって、審査請求要件のうちの一つについて明らかに欠けているのであれば、これについてのみ判断すればいい。

(4) では、「明らか」とはどのように解するべきか。

この点、確かに、審理員を指名して審理手続を実施することになれば、処分庁による弁明書の提出、審査請求人による反論書提出の機会の付与、審理員意見書の作成・提出などのために、短くとも2~3ヶ月程度の審理期間が必要である。そして、これらの審理手続を経たとしても、審査請求要件を欠き不適法却下との意見書が提出され、却下裁決がされるのであれば、いたずらに審理期間が長期化する結果になり、かえって審査請求人にとって不利益であり、簡易迅速な手続という法の目的に反する。

また、行政不服審査請求に対する裁決は、審理員が指名されるか否かにかかわらず、審査庁が行うのであって、裁決の主体に変わりはない。

しかし、審理員が審査手続を主宰することによって、公平性・中立性が確保されるという法

の制度趣旨からは、審理員を指名しないまま審査庁が却下裁決をすることについては抑制的であるべきである。

また、審理員による審理手続が実施された場合、仮に審査請求要件を欠き却下裁決となったとしても、処分に違法・不当があるときには、審理員意見書において付言によりこれを宣言するなどして、行政過程の適正化に資することも可能である。

(5) そこで、「明らか」な場合とは、最高裁判所の確定判決がある場合など異なる判断の余地のない場合に限られると解する。もっとも、裁判所、とりわけ最高裁判所が、対象となる処分の根拠法令である個別法に基づく行政庁の個別の行為について処分性の有無を判断していたり、当該処分について原告適格を有する者の範囲について判断していたりする場合は少ないと考えられる。

審査庁において審査請求要件の充足について疑問がある場合には、審理員を指名して審理手続を経ることとすればよい。審理手続が実施されるのが原則であるから、これに相当の期間がかかったとしても、そのことにより裁決に違法があるということにはならないからである。

第4 全部認容の審理員意見書について、行政不服審査会に諮問することの可否

1 法の規定

法第43条第1項は、「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、…行政不服審査会に、…諮問しなければならない。」と規定する。そして、同項第7号により、審理員意見書が審査請求に係る処分(事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合、すなわち、審査請求人の請求をすべて認容する場合(事情裁決をする場合を除く(法第45条第1項第7号括弧書き))には、行政不服審査会への諮問が不要とされる。

また、法第44条は、行政不服審査会への諮問を要しない場合にあつては審理員意見書が提出されたとき、遅滞なく裁決をしなければならないとする。

2 問題の所在

法第43条第1項第7号において諮問不要とされているが、より慎重な裁決をするために、全部認容の審理員意見書が提出された場合にも、審査庁が任意に行政不服審査会への諮問をすることは許されるか。

3 検討

(1) 行政不服審査会の設置目的と諮問の趣旨

審理員は審査庁の職員から指名されるため、公正中立性の確保の観点からは、審理員による審理のみでは必ずしも十分とはいえない。そのため、法は、審理手続の終結後、さらに法律又は行政の有識者からなる行政不服審査会の審査をすることを原則とした。すなわち、行政不服審査会は、合議制の第三者機関として、審理員による事実認定、法令解釈等に問題がないかを審査することを目的とする機関である¹⁷。

また、全部認容の審理員意見書が提出された場合に行政不服審査会への諮問を不要とする趣旨は、「裁決で、処分（事実上の行為を除く。）の全部が取り消され、又は事実上の行為の全部が撤廃されれば、審査請求人の権利利益の救済がその時点で完全に図られるといえるから、行政不服審査会等への諮問を要しない」¹⁸というものである。

(2) この点、確かに、法第43条第1項各号の規定に該当する場合は、「諮問を義務付ける必要がないもの」¹⁹とされていることから、各号に該当する場合に諮問が禁止されているものではない。

しかし、法は、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図ることを目的としていることから、審

理員意見書にしたがえば全部認容の裁決をすることができるにもかかわらず、あえて行政不服審査会に諮問するべきではなく、審理員が審査請求の対象となる処分が違法又は不当であると判断した以上、審査庁は、一刻も早く当該処分を取り消して違法又は不当な状態を解消すべきである。

なぜならば、行政不服審査会へ諮問しようとする、行政不服審査会は第三者機関であり、かつ合議体であることから、一定の期間がかかることが想定され、その期間だけ審査請求人の権利利益の救済が遅れることになる。この間、処分が違法又は不当な状態がさらに数ヶ月続くことになり、審査庁は、処分が違法又は不当な状態にあることを認識しつつこれを一定期間容認する結果となる。

よって、原則として、全部認容との審理員意見書が提出された場合には、審査庁が行政不服審査会に諮問することは許されないものと取り扱われるべきである。

(3) もっとも、審査庁として審理員意見書の内容について具体的に重大な疑義がある場合²⁰など、審査庁として、行政不服審査会に諮問して公正・中立な意見を確認したい場合も想定される。

このような限定的な場合にのみ、例外的に、審査庁が裁決前に、行政不服審査会に諮問することも法の趣旨に反しないと考える。

第5 おわりに

行政不服審査法が施行されてから約2年が経過し、実務的な手続規定の解釈が問題となる場面がある。今後、審査請求人の権利利益を迅速に救済するという法の趣旨に適う運用がされることを期待する。

- 1 一般財団法人行政管理研究センター「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究報告書《資料編》」(平成29年3月)76頁には、「審理手続きの苦労・工夫など」の項目中、【審査請求受付・補正】に、「処分の違法不当の根拠として引用してきた規定等が処分時点よりも前の時点のものであったり、日本語の語法的に誤っているが合理的に意味はしん酌可能なものであったり、審査会への諮問書作成等のことを考えると、どこまでそれを指摘して補正させるべきか悩む。」「審査請求理由が漠然としていて、具体的な理由が書かれていない。」等の回答がある。
- 2 福岡県福岡市平成29年9月7日裁決(【裁決】H28-41)(総務省行政不服審査裁決・答申検索データベース)
- 3 愛知県名古屋市平成29年12月5日裁決(平成29年度裁決第14号)(総務省行政不服審査裁決・答申検索データベース)
- 4 上記注1 《資料編》69頁によれば、代理人を立てた審査請求件数は、国の行政機関、地方自治体等のうち、72パーセントで0件である。
- 5 宇賀克也『解説 行政不服審査法関連三法』(2015年、弘文堂)42頁
- 6 行政不服審査制度研究会編『ポイント解説 新行政不服審査制度』(2014年、ぎょうせい)90頁
- 7 ぎょうべんネット編『行政不服審査法 審理員のノウハウ・不服申立代理人のスキル』(2016年、民事法研究会)13頁
- 8 上記注5 宇賀解説83頁
- 9 上記注6 ポイント解説177頁
- 10 上記注1 《資料編》77頁には、「審理手続きの苦労・工夫など」の項目中、【審査請求受付・補正】に、「法第24条第2項の規定により審理手続きを経ずに却下することができる」とされている、「法律上の利益がないことが明らかでない場合に該当するかどうかの判断」「審査請求人の適格有無の確認。処分性の確認。」「審査請求の内容が行政処分に該当するの判断に時間を要した。」等の回答がある。
- 11 一般財団法人行政管理研究センター編『逐条解説 行政不服審査法(新政省令対応版)』(2016年、ぎょうせい)143頁
- 12 宇賀克也『行政不服審査法の逐条解説[第2版]』(2016年、有斐閣)119頁
- 13 東京高判平成12年12月20日(判時1743号78頁)
- 14 大阪地判平成12年2月10日(判タ1032号295頁)
- 15 上記注11 逐条解説146頁
- 16 岩本安昭 幸田雅治編『行政不服審査法の使い方』(2016年、法律文化社)31頁
- 17 上記注5 宇賀解説94頁
- 18 上記注11 逐条解説243頁
- 19 上記注11 逐条解説232頁
- 20 審理員は審査庁から独立の立場で審理手続きを主宰し、審理員意見書を作成するため、審理員と審査庁とが意見を異にすることがあり得る。